

2025年11月20日

受益者のみなさまへ

りそなアセットマネジメント株式会社

## 「グローバル中小型株式ファンド」の投資信託約款の変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、弊社が運用しております「グローバル中小型株式ファンド」につきまして、下記のとおり投資信託約款の変更を行いますのでお知らせいたします。

なお、本変更は、商品としての基本的な性格を変更させることとなるものではなく、重大な約款 変更等には該当しないため、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

何卒、本件の趣旨をご理解いただきますとともに、引き続き弊社ファンドへのご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 投資信託約款の変更を行う投資信託 グローバル中小型株式ファンド(以下、「当ファンド」と言います。)
- 2. 投資信託約款の変更内容・理由

〈変更内容〉

当ファンドの純資産総額が 10 億円を下回る状態が 1 年間継続する場合に、書面決議なく信託 契約の解約(繰上償還)を可能とする投資信託約款の変更を行います。

※詳細は別紙をご参照ください。

## 〈変更理由〉

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの純資産総額は低位な状況が続いております。今後、当該純資産総額に起因して運用効率および運用品質の維持が困難となる可能性が

高いこと、その場合には受益者のみなさまの利益保護の観点から繰上償還を行うことが適切であると判断したことから、本変更を行うことといたしました。

投資信託約款の変更適用日
2025 年 11 月 20 日

以上

本件に関するお問い合わせ りそなアセットマネジメント株式会社 電話番号 0120-223351 (平日 9:00~17:00)

【別紙】当ファンド投資信託約款にかかる新旧対照表	
変更後	変更前
(信託期間)	(信託期間)
第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日か	第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日か
ら第48条第1項、第48条の2第1項、第49条	ら第48条第1項、第49条第1項、第50条第
第1項、第50条第1項および第52条第2項	1項および第52条第2項の規定による信
の規定による信託終了日までとします。	託終了日までとします。
(信託契約の解約)	(信託契約の解約)
第48条 ①~⑤ (略)	第48条 ①~⑤ (略)
(書面決議を要しない信託契約の解約)	(新設)
第 48 条の 2 委託者は、この投資信託を運用方	
針に従って継続的に運用するために必要	
な金額として信託財産の純資産総額が	
10億円を下回る状態が1年間継続する場	
合には、前条の規定にかかわらず、受託	
者と合意のうえ、この信託契約を解約し、	
信託を終了させることができます。この	
場合において、委託者は、あらかじめ、	
解約しようとする旨を監督官庁に届け出	
<u>ます。</u>	
② 委託者が前項の規定に従いこの投資信	
託の信託契約を解約する場合、委託者は、	
次の各号に掲げる措置を講じるものとし	

- ます。
  - 1. 受益者保護のための必要な措置をとる こと
  - 2. 信託契約の解約の効力が生ずる日の 6 ヵ月前までに、知れている受益者に対 し、次に掲げる事項を書面その他の適 切な方法により通知すること
    - (1) 信託契約の解約を行う旨
    - (2) 信託契約の解約を行う理由
    - (3) 第1号に規定する措置の内容

- ③ 委託者が第1項に規定する場合においてこの投資信託の信託契約の解約を行わない場合、委託者は、知れている受益者に対し、次の各号に掲げる事項を説明するものとします。
  - 1. 信託契約の解約を行わない理由
  - 2. この投資信託の運用状況が改善する見 込みに関する事項

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 ①~②(略)

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 ①~②(略)